

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号  
埼玉県下水道局下水道事業課  
電話 ○四八―八三〇―五四五八
  - ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

一	番号							
毛呂山・越生	都市計画区域名							
入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡鳩山町	市町村名							
毛呂山・越生 都市計画下水道	都市計画の種類及び名称							
令和元年十月二十三日午後二時から	期日及び時間							公聴会
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合会議室	場所							
令和元年十月一日から同月十五日	提出期間							公述申出書
埼玉県下水道局下水道事業課 毛呂山町まちづくり整備課 越生町まちづくり整備課 鳩山町まちづくり推進課 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	提出先							
令和元年十月一日から同月十五日まで	閲覧期間							都市計画の構想
埼玉県下水道局下水道事業課 埼玉県飯能県土整備事務所 埼玉県東松山県土整備事務所 毛呂山町まちづくり整備課 越生町まちづくり整備課 鳩山町まちづくり推進課 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	閲覧場所							

## 公 述 申 出 書

令和元年10月1日付け埼玉県報に登載された毛呂山・越生都市計画下水道の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。